

論文審査の結果の要旨

論文提出者 三牧 聖子

本論文「制裁なき平和の追求—両大戦間期アメリカにおける戦争違法化運動」は、第1次世界大戦中にシカゴの弁護士サーモン・O・レヴィンソンが開始した戦争違法化運動（Outlawry of War Movement）の歴史をたどりながら、アメリカにおける平和主義運動が抱える緊張と矛盾を思想的に整理し、侵略国に軍事制裁を加えることで平和を維持する懲罰的な世界観が支配的となった現在の国際秩序の問題点を明らかにするものである。

論文は序章、1章から6章、終章の全8章から成る。

まず第1章は、戦争違法化運動の思想的起源を、19世紀のアメリカ平和運動の黎明期にまで遡り考察する。20世紀初頭アメリカの多くの平和主義運動には、次の2つの信念が共有されていた。すなわち、国際法の発展とその法を適切に運用する国際法廷の創設こそが国際平和の最善の方途であるという「法と裁判による平和」に対する信念、および、国際秩序は物理的制裁ではなく国際世論という「道義的制裁（moral sanction）」によって支えられなければならないという信念、この2つである。19世紀初頭の平和主義運動を1つの起源とするこの2つの伝統的な信念が、20世紀初頭の戦争違法化運動にまで受け継がれていた点を本章は確認する。

第2章は、第1次世界大戦後も、「法と裁判による平和」と「道義的制裁」という2つの伝統がアメリカの平和主義運動に根強く受け継がれたことを明らかにする。その一方で、世界大戦を契機に、平和は究極的には軍事制裁によって強制されねばならないという主張が台頭した点にも本章は注意を促す。その変化を象徴したのが、平和強制連盟（League to Enforce Peace）の創設であったが、「戦争を終わらせるための戦争」であったはずの大戦が、懲罰的なヴェルサイユ条約に帰結し、連盟規約に軍事制裁条項が盛り込まれたことに失望した従来からの平和主義者たちは、平和は国際世論という「道義的制裁」に依拠して実現されねばならないという決意を新たにした。本論文の主たる分析対象であるレヴィンソンもその1人だったことを本章は明らかにする。

第3章は、1920年代における戦争違法化運動の展開とその思想的発展を考察する。考察の主眼は、「戦争違法化」をめぐるレヴィンソンとカーネギー平和財団のジェームズ・T・ショットウェルとの論争に置かれる。両者は、国際連盟の規約に盛り込まれた軍事制裁規定をめぐる激しい論争を展開した。レヴィンソンは、軍事制裁の役割を肯定し続けることが、世界が戦争から解放されない根本原因であるとし、制裁を目的とする武力をも違法化することを主張した。他方ショットウェルは、軍事制裁は平和の必須要件であり、違法化の対象は侵略戦争に限定されるべきだとして、国際連盟の軍事制裁を合法とする「戦争違法化」を主張した。両者の見解の相違を一次史料に基づきながら本章は明らかにする。

第4章は、パリ不戦条約（1928）をめぐるレヴィンソンとショットウェルの論争を考察する。レヴィンソンにとって、制裁規定を具備しない不戦条約は、軍事的制裁を伴わない

平和への重要な端緒であった。もっともレヴィンソンも、諸国家の不戦の誓約によって戦争が廃絶されると楽観していたわけではない。レヴィンソンは、次なる課題として、連盟規約の軍事制裁条項の完全撤廃とアメリカの連盟及びハーグ常設国際司法裁判所への加入を掲げていた。対照的にショットウェルは、不戦条約に制裁条項を追加し、ヨーロッパのロカルノ条約をモデルとする「アメリカン・ロカルノ」体制を築く道を模索した。この両者の論争と平行して、国際社会における「力の共同体」を構想したウッドロウ・ウィルソンと共和党諸大統領とが、ともにアメリカ建国の歴史にモデルを求めつつ、戦争の無い世界秩序を求めて論争を展開していたことが詳述される。

第5章は、1930年代の国際危機に対するレヴィンソンの応答を考察する。満州事変(1931)に際し、レヴィンソンは、武力に依存しない平和的対日制裁を主張し、スティムソン國務長官が打ち出した不承認政策を支持した。世界は今、侵略国に対する軍事制裁を再び行い、「戦争システム」を再生産するか、それとも世界規模の「道義的制裁」を実現させ、「戦争システム」を乗り越えるための一步を踏み出すかの岐路にいとレヴィンソンは訴え続けたのである。しかし1930年代後半になると、戦争違法化運動がその関心を国際法と国際法廷の整備に集中させ、国際政治の現実への働きかけを欠いてきたことをレヴィンソンは反省し、既存秩序の諸矛盾を解決するための経済的宥和を模索するようになる。この現実主義への接近をレヴィンソンの平和主義の成長の表れと本章は評価する。

第6章は、第2次世界大戦を契機に戦争違法化運動が最終的に失墜し、レヴィンソンの思想が否定されていく過程を描き出す。大戦の勃発を受け、武力で平和を強制することへの支持がアメリカ国民の間にはひろがり、非軍事的な手段で平和を構築しようとする主張や運動の余地は急速に狭められた。米ソ冷戦という国際環境で新たな外交指針として注目されたのは、モーゲンソー、ケナン、ニューバーらの現実主義外交論であった。彼らは従来アメリカ外交に見られた「法律家的・道徳家的アプローチ (moralistic-legalistic approach)」を批判し、国際平和への模索は、国際法の運用による法の次元においてはなく、国益とパワーの調整という政治の次元において展開されねばならないとした。こうした主張は、戦争違法化運動の前提を根本的に否定するものであり、現実主義外交論の普及は、戦争違法化運動が運動としてのみならず、思想としても支持を失ったことを告げるものだった。

以上の論考を踏まえ、終章は、戦争違法化運動の今日的意義について考察する。国際法と国際世論による道義的制裁で平和を実現することを目指したレヴィンソンの運動は、国際法を軽視し、軍事力による紛争解決に傾倒する21世紀アメリカ外交への重要な警鐘である。他方、戦争違法化運動は日本に対する示唆にも満ちている。レヴィンソンは、不戦条約は戦争廃絶への第一歩に過ぎないと強調し、アメリカ一国の戦争からの隔離ではなく、世界規模の戦争違法化を追求し続けた。その現実主義とグローバルな視座は、今後の日本の平和主義のあり方にも多くの示唆を与えるものとして評価できる。

以上が本論文の概要である。本研究の学術的意義については以下の審査結果が得られた。

第一に、国際政治学の分野では忘れ去られたに等しかったサーモン・レヴィンソンの思想に新たに光を当てることで、合法の戦争と違法の戦争を区別する 20 世紀における戦争概念の転換を「進歩」とみなす従来の評価に疑問を投げかけた点が高く評価できる。国際社会の意思を十分に反映しない戦争が「制裁」の名の下に正当化され、「侵略」行為に及んだとされる相手を妥協の余地のない殲滅の対象とみなす負の側面を、現代における戦争概念はたしかに持つ。そうした戦争概念が定着するまでにアメリカにおいても思想的葛藤があり、より具体的には、国際連盟規約（1919）から国連憲章（1945）へと継承された軍事制裁の考え方が、単線的に成長を遂げたわけでは決してなかったことを、レヴィンソンらが残した未刊行史料をもとに、本論文は明らかにした。それにより、国際社会が現在維持する平和秩序が何を失うことで獲得されたかをも本論文は読者に合わせて問うことになった。

第二に、アメリカ外交史の近年の流れは「国際主義」の「孤立主義」への勝利として第 2 次世界大戦以降のアメリカ外交を評価する傾向が強い。しかし、正しくない戦争と正しい戦争の存在を当然視する現在の戦争概念に支えられたアメリカ外交には、思想としての多国間主義が貫かれていないという批判が研究者の間で繰り返し説かれてきた。その点、手段としての多国間主義は確保しつつも思想としては孤立主義に陥りがちな現在のアメリカ外交を作り上げた 20 世紀前半の歴史的経緯を、戦争概念をめぐる様々の知識人の言説、運動に焦点を絞りながらあらためて浮き彫りにした本論文の意義は大きい。真の国際主義の模索はそれらの経緯の批判的検討からしか始まり得ないからである。

第三に、国際政治の現状を踏まえないナイーブな理想主義という評価を従来受けがちであったレヴィンソンらの戦争違法化運動が、1928 年不戦条約の不足を自覚し、世界政治の現状を改変する戦争に代わる制裁手段を両大戦間期に模索していた可能性を史料に基づき明らかにした意義は大きい。E.H.カーが『危機の 20 年』で強調した「現実主義」への自覚がレヴィンソンらの戦争違法化運動にも存在していたことをそれは物語るからであり、従来の研究史上の評価に重要な変更を迫るものといえる。

これらの諸点は審査委員会委員によりとくに高く評価された。

他方で、本論文には改善の余地が無いわけではない。とくに、戦争に代わる法的現状改変手段を十分には提示し得ないまま戦争違法化を主張し続けたレヴィンソンへの評価が、本論文ではまだ十分に鮮明でないという指摘が複数の審査員からなされた。世界における「正義」の達成と「暴力」の行使との間に生まれる緊張に自覚が薄い平和主義は、平和主義に名をかりた思考停止とも批判されかねないというのが、それらの質問の主旨であった。また、アメリカ外交史研究の枠を超えた平和研究全般に本論文がどのように接続され得るのかさらに踏み込んだ論述が欲しいという希望も別の審査員から出された。これらの問題は本論文をさらに発展させるうえで今後取り組まねばならない問題であることは間違いないが、現時点における本論文の達成および学術的意義を損なうものでは全くない。

したがって、本審査委員会は、本論文を博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。